

日常生活用具費給付種目等(住宅設備改善費)

種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
住宅改修費	46	居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、それらに付帯して必要となる住宅の改修	学齢児以上 65 歳未満で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害3級以上の方(特殊便器への取替えについては、上肢に係る障害の程度が2級以上の方) ②難病患者で①と同様の状態にある方	200,000 円
	47	中規模改修	玄関等の現在の住宅の設備の改修を伴うものとして市長が認める用具の購入費及び改修工事費	学齢児以上 65 歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が 2 級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	641,000 円
	48	屋内移動設備	簡易設置型及び天井走行型リフト、階段昇降機(機器本体及び附属器具費並びに設置費)	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体 979,000 円 設置費 353,000 円